

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月14日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項

(1) 売却する物品

車両

(2) 売却する物品の概要

| | 車名 | 型式 | 総排気量 | 数量 | 予定価格 (入札保証金) |
|---|------------------------|------------------------|--------|----|-----------------------|
| 1 | 日産 キャラバン (患者輸送車) | C B F - C S G E 2 5 | 2.48 L | 1台 | 100,000円 (10,000円) |

「予定価格」とは、あらかじめ大津市が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

なお、物品の詳細については、別途紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）上で示す物件情報のとおりとする。

2 入札の方法

公有財産売却システムを利用して行い、入札に関する手続については、公有財産売却システム上で示すインターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内で住民登録されている個人又は日本国内で法人登記されている法人であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 施行令第167条の4第1項に規定する者
 - イ 入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者
 - オ 役員等（買受人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、買受人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ク 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
 - ケ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - コ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がオからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - サ 大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
 - シ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する大津市職員
 - ス 入札手続に係る日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続に係る日本語を理解できる者である場合を除く。）

セ アからスまでに定める者を入札代理人とする者

- (3) ガイドライン等を承諾し、かつ、遵守できる者

4 入札に関する情報を示す期間及び方法

- (1) 期間 令和8年1月14日(水)から同年3月3日(火)まで
(2) 方法 大津市ホームページ及び公有財産売却システムにおいて公開する。

5 入札参加仮申込み

入札参加を希望する者は、令和8年1月14日(水)午後1時から同年2月3日(火)午後2時までに公有財産売却システムにより参加の仮申込みを行うこと。

6 入札参加本申込み

入札参加仮申込みを行った上で、公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書等」という。）及び所定の添付書類を、令和8年2月6日(金)午後5時までに大津市総務部契約検査課まで持参又は郵送すること（郵便による提出の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。）。

なお、申込書等その他の必要書類は、大津市ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 令和8年2月17日(火)午後1時から同月24日(火)午後1時まで
(2) 入札方法 公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、この登録は1回のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取消しや変更はできない。また、持参及び郵送による入札書の提出は認めない。

9 開札の日時

令和8年2月24日(火)午後1時15分に公有財産売却システム上で行う。

10 落札者の決定方法

開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。

ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引き（自動抽選）により

落札者を決定する。

11 入札の無効の要件

規則第13条による。

12 契約保証金に関する事項

規則第24条による。

13 契約条項を閲覧する方法

公有財産売却システム上において公開するので、これを閲覧すること。

14 売買代金の納付等

- (1) 売払代金額 落札金額をもって売払代金額（消費税及び地方消費税相当額を含み、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に定める再資源化等に係る料金（以下「リサイクル料金」という。）を含まない。次号において同じ。）とする。
- (2) 代金納付方法 前号の売払代金額から契約保証金を差し引いた金額（当該金額にリサイクル料金を加えた金額）を、大津市が発行する納付書で一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）すること。
- (3) 代金納付の報告 前号の代金を納付した後、納付した金融機関の領収印が押印された領収書の写し又は当該領収書を撮影した写真を、次号の納付期限までに大津市総務部契約検査課宛てに電子メールで送信すること。
- (4) 納付期限 令和8年3月10日（火）午後2時30分まで

15 落札した売却物件の引渡し等

代金の納入を確認した後、大津市が指定する期限までに現状のままで大津市が指定する場所において直接引き渡す。なお、引渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

16 本入札に係る問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 インターネット公有財産売却担当

電話番号 077-528-2953 FAX番号 077-521-0419

メールアドレス otsu1219@city.otsu.lg.jp